

各事業者様

茨城県知事 大井川 和彦

原油価格高騰等に係るトラック運送事業者における価格転嫁円滑化のお願い

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰が続いており、コストの上昇分を適切に価格に転嫁し、取引事業者全体で負担していくことが大変重要となっております。

トラック運送事業者におきましては、エネルギーコストの高騰等の影響を大きく受けているほか、ドライバー不足の深刻化もあり、安全で良好なサービス品質の確保に支障をきたし、県民の生活や経済活動への影響をおよぼしかねない状況もあるため、取引価格等に係る荷主との協議・交渉を一層円滑化する必要があります。

このような中、政府におきましては、取引事業者全体のパートナーシップにより、コスト上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、事業者団体に対して、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者への配慮について要請を行ったところです。

県におきましても、県内の関係団体に対し、別添1，2のとおり要請を行ったところであり、貴社におかれましても、下記のことについて御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 取引価格の決定にあたっては、トラック運送事業者から協議の申し入れがあった場合には、燃料費、労務費等の上昇分の影響を考慮するなどトラック運送事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 2 トラックドライバーの労働環境の改善のため、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化に特段のご協力をいただくこと。

#### 【お問い合わせ】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室  
電話：029-301-3560

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川 和彦

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰が続いており、コストの上昇分を適切に価格に転嫁し、取引事業者全体で負担していくことが大変重要となっております。

このような中、政府におきましては、取引事業者全体のパートナーシップにより、コストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、事業者団体に対して、下記のとおり要請を行ったところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨を御理解いただき、下記について取り組んでいただきますとともに、会員企業にも周知いただきますよう、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引価格の決定にあたっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室  
TEL : 029-301-3550

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川 和彦

取引価格に係る親事業者との協議・交渉の円滑な実施等について

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

原油価格の高騰等に係る価格転嫁を円滑に進めるため、下記の内容につきまして、会員企業に周知くださいますよう、御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 原油をはじめとしたエネルギーコスト等の上昇分については取引事業者全体で負担することが大変重要であることから、関係団体に対し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について要請を行ったこと。
- 2 国では独占禁止法の「優越的な地位の濫用」や下請代金法の「買いたたき」に関する親事業者への立ち入り調査などの取り締まり強化を進めていること。
- 3 以上を踏まえ、下請事業者においては、取引価格等に係る親事業者との協議・交渉を安心して行っていただきたいこと。
- 4 商工会、商工会議所、日本政策金融公庫等には、国の特別相談窓口が設置されているため、「買いたたき」等の疑いがある場合は御相談いただきたいこと。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室

TEL : 029-301-3550